

千葉県報

定例
令和7年2月14日

主要目次

- 告示 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（二件）
- 特定計量器の定期検査の実施
- 道路区域の変更
- 道路の供用開始
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（三件）
- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 公告 土地改良区役員の就任
- 土地改良区清算人の退任
- 土地改良区役員の退任

告示

千葉県告示第五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 指定する区域 勝浦市部原字内出一、九三〇番三の一部（別図のとおり）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号に該当する区域である。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 指定する区域 香取郡多古町牛尾字坂田道二、九七二番の一部並びに字白谷三、三八七番及び三、三八八番（別図のとおり）
- 二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所を実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
木更津市	令和七年五月十四日	木更津市真里谷一〇番地	午後一時三十分から午後三時まで
	令和七年五月十五日	木更津市立富来田公民館	午前十時三十分から午後三時まで
		木更津市清見台南五丁目一番二九号 木更津市立清見台コミュニティセンター附属体育館	
	令和七年五月十六日		
	令和七年五月十九日		
	令和七年五月二十日	木更津市貝渕二丁目一三番四〇号 木更津市民体育館	
	令和七年五月二十一日		

一 二 備考	検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査	鴨川市	令和七年五月二十 二日	木更津市江川九三四番地一 木更津市立岩根西公民館	"
			令和七年四月二十 一日	鴨川市内浦五六三番地 コミュニティセンター小湊	
			令和七年四月二十 二日	鴨川市天津一、一〇四番地 鴨川市役所天津小湊支所	
			令和七年四月二十 三日	鴨川市太海二、〇三〇番地二 鴨川市太海公民館	
			令和七年四月二十 四日	鴨川市松尾寺四五四番地二 鴨川市吉尾公民館	
			令和七年四月二十 五日	鴨川市横渚一、四五〇番地 鴨川市役所	
			令和七年四月二十 八日	"	
			令和七年五月二十 六日	いすみ市荻谷一、一六八番地 夷隅保健センター	
			令和七年五月二十 七日	いすみ市大原六、七六三番地 いすみ市農村環境改善セン ター	
			令和七年五月二十 八日	"	
一 二 備考	検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査	夷隅郡大 多喜町	令和七年五月二十 九日	いすみ市岬町椎木一、三〇〇 番地一 いすみ市商工会岬支 所	"
			令和七年六月三日	夷隅郡大多喜町三条四四〇番 地一 大多喜町農村コミュニ ティーセンター	
			令和七年六月四日	夷隅郡大多喜町下大多喜一〇 〇番地 上瀑ふれあいセン ター	
			令和七年六月二日	夷隅郡御宿町須賀一、五二二 御宿町役場	
			"	"	
			"	"	
			"	"	
			"	"	
			"	"	
			"	"	

一 二 備考	検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査	鴨川市	令和七年五月二十 二日	木更津市江川九三四番地一 木更津市立岩根西公民館	"
			令和七年四月二十 一日	鴨川市内浦五六三番地 コミュニティセンター小湊	
			令和七年四月二十 二日	鴨川市天津一、一〇四番地 鴨川市役所天津小湊支所	
			令和七年四月二十 三日	鴨川市太海二、〇三〇番地二 鴨川市太海公民館	
			令和七年四月二十 四日	鴨川市松尾寺四五四番地二 鴨川市吉尾公民館	
			令和七年四月二十 五日	鴨川市横渚一、四五〇番地 鴨川市役所	
			令和七年四月二十 八日	"	
			令和七年五月二十 六日	いすみ市荻谷一、一六八番地 夷隅保健センター	
			令和七年五月二十 七日	いすみ市大原六、七六三番地 いすみ市農村環境改善セン ター	
			令和七年五月二十 八日	"	
一 二 備考	検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査	夷隅郡大 多喜町	令和七年五月二十 九日	いすみ市岬町椎木一、三〇〇 番地一 いすみ市商工会岬支 所	"
			令和七年六月三日	夷隅郡大多喜町三条四四〇番 地一 大多喜町農村コミュニ ティーセンター	
			令和七年六月四日	夷隅郡大多喜町下大多喜一〇 〇番地 上瀑ふれあいセン ター	
			令和七年六月二日	夷隅郡御宿町須賀一、五二二 御宿町役場	
			"	"	
			"	"	
			"	"	
			"	"	
			"	"	
			"	"	

二 計量法施行令第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行う。 定期検査に限る。				
検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行う。 定期検査に限る。	鴨川市	令和七年四月 一日から令和 八年三月三十 日まで	特定計量器の 所在の場所	鴨川市

三 計量法施行令第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行う。 定期検査に限る。				
検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行う。 定期検査に限る。	鴨川市	令和七年四月 一日から令和 八年三月三十 日まで	特定計量器の 所在の場所	鴨川市

千葉県告示第六十一号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次 のとおり変更した。 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年 二月十四日から三週間、縦覧に供する。 令和七年二月十四日				
道路の種類	国道	千葉県知事	熊谷	俊人
路線名	茂原夷隅線			
変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	敷地の幅員	延長		
区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	
長生郡長生村	前	二〇・〇二メートルから 二二・四九メートルまで	八〇・七二メートル	
七井土字南稗	後	二〇・〇二メートルから 四五・三八メートルまで	八〇・七二メートル	
田五四五番一				
地先から五三				
三番二地先ま				